

奥武山公園内の施設維持管理に関する要綱

(令和 8 年 4 月 1 日 経済観光部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市が沖縄県から許可を得て維持管理を行う奥武山公園内の多目的広場及びいこいの広場の管理について、必要な事項を定めるものである。

(利用期間)

第 2 条 施設の利用期間は、多目的広場については、令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 年 6 月末日まで、いこいの広場については、同年 4 月 1 日から同年 10 月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が行う工事発注の状況により利用期間を変更することができる。

(利用時間)

第 3 条 施設の利用時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 利用時間は、原則、2 時間単位とする。(予約時間は準備片付けを含めた時間とする。)

3 大会やイベント等で複数日の利用を希望する場合は、市と協議を行うこととする。その場合の日数は準備、片付けも含めて最大 14 日以内とする。

4 多目的広場に関しては、外野芝生の薬剤散布等で月 1 回、閉場する。

(利用種目)

第 4 条 施設を利用できる種目については、多目的広場は、軟式野球、硬式野球(フリーバッティング禁止)、サッカー(スパイク禁止)等、いこいの広場は、軟式野球、サッカー、祭り関係イベントとする。

2 前項の規定にかかわらず、市との協議により、施設の維持管理に大きな影響はないと認められた種目については、利用することができることとする。

(利用申請)

第 5 条 施設を占有しての利用を希望する者は、ホームページ掲載の予約フォームを利用して管理担当部署へ問い合わせを行った上で、利用を希望する日を含めた 5 日前までに利用許可を受けるものとする。ただし、管理担当部署が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可証の交付)

第 6 条 管理担当部署は、第 5 条の利用許可申請を適当と認めるときは、申請者に対して、利用許可証(別記様式第2号)を交付するものとする。

なお、日時が競合した場合は、原則、利用者同士で調整のうえ決定する。

2 利用者は、施設の利用に際し、利用許可証を携帯し、管理担当部署の職員または奥武山公園の施設管理者より求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 7 条 管理担当部署は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、または利用を停止し、もしくは利用条件を変更することができる。

- (1) この要綱またはこの要綱に基づく管理担当部署の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第 8 条 利用料金は、無料とする。

(原状回復の義務)

第 9 条 利用者は、利用許可に係る利用を終了したときは、直ちに原状回復しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第 10 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の秩序を維持し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設または設備を汚損し、または破損する行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外で飲食、喫煙または火気を使用しないこと。
- (4) ゴミは、利用者が責任を持って持ち帰ること。
- (5) 施設職員の指示に従うこと。
- (6) その他、施設の管理上支障がある行為をしないこと。

(損害賠償)

第 11 条 利用者が故意または過失により施設、設備または備品を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 施設内における事故、盗難等については、市は一切の責任を負わない。

(庶務)

第 12 条 管理担当部署は、那覇市経済観光部観光課とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 この要綱は、いこいの広場の工事終了後に廃止となる。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。